

ハラスメント防止相談ガイドライン

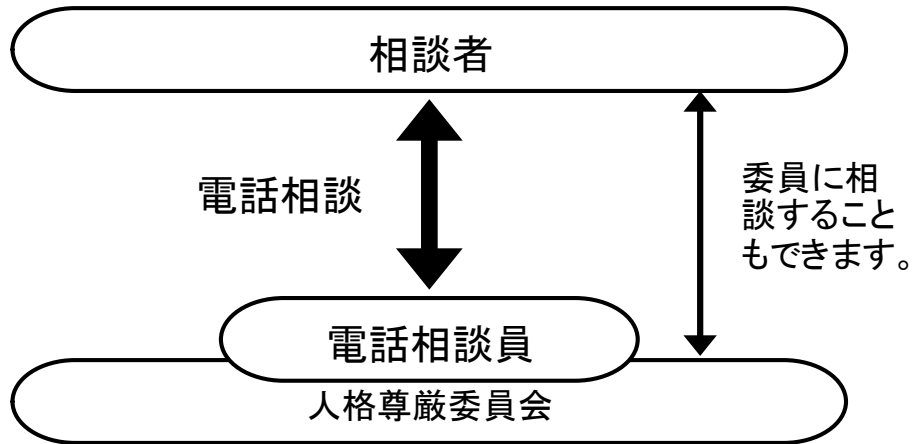


図 相談の流れ

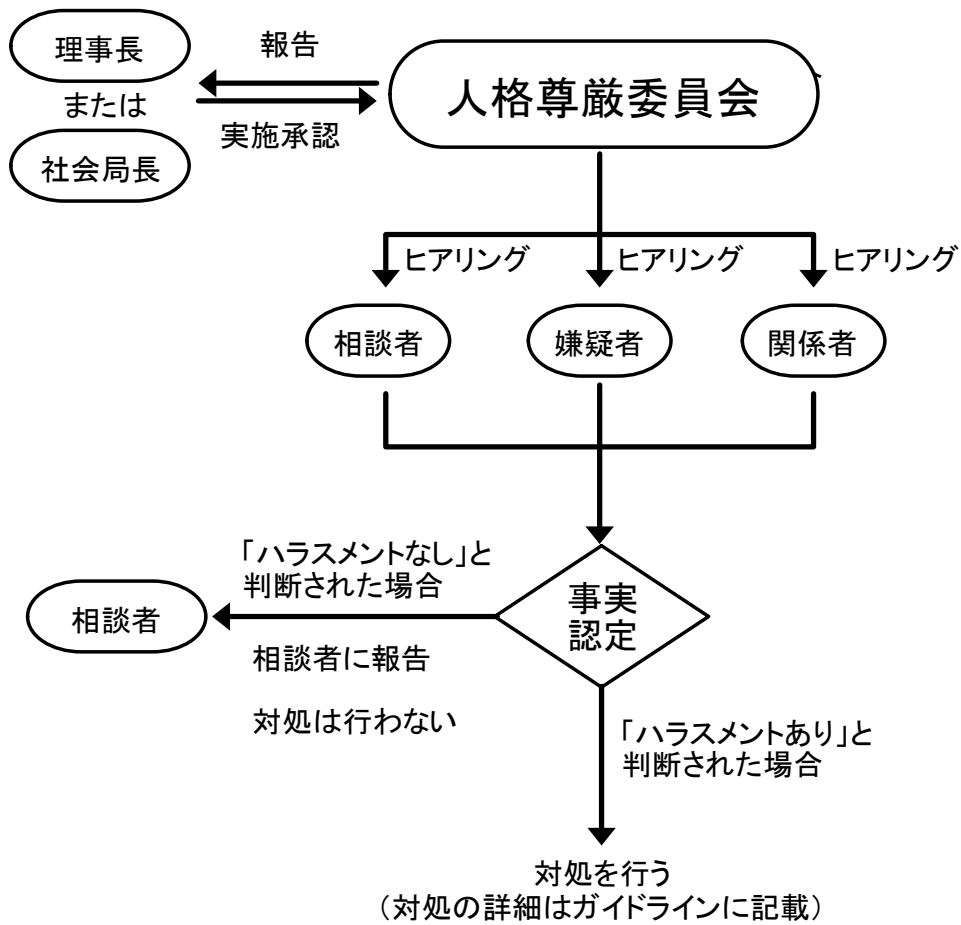


図 相談者が何らかの対処を委員会に求めた場合の流れ

目次

はじめに	1
1 ハラスメントの基本知識	1
2 ハラスメントの事例	2
3 ハラスメントに当たらない事例	5
4 ハラスメントによる被害	6
5 ハラスメントの二次被害	7
6 相談について	8
7 ヒアリングについて	15
8 事実認定について	16
9 被害者支援としてできること	19
10 加害者に対する措置としてできること	19
11 調査委員会について	19
12 ハラスメント問題に対する人格尊厳委員会、調査委員会、戒規委員会の違いについて	20
13 ハラスメントと戒規について	23
14 神学的課題のある事柄について	23
15 ハラスメント防止啓発活動について	23
16 ハラスメント相談業務におけるプライバシー情報管理について	24
おわりに	24

ハラスメント防止相談ガイドライン

はじめに

本ガイドラインは、ハラスメント相談窓口の運用に当たり、ハラスメント防止細則に基づき、ハラスメントの具体例、相談の流れ、対処の仕方など、具体的なケースを想定して、対応の参考となるものをまとめたものです。ここに記載したことは一例であり、実際には個々の相談内容に応じて対応していきます。

略称

本教団……日本同盟基督教団
防止細則……ハラスメント防止細則
本ガイドライン……ハラスメント防止相談ガイドライン
相談窓口……ハラスメント相談窓口
セクハラ……セクシュアル・ハラスメント
パワハラ……パワー・ハラスメント
モラハラ……モラル・ハラスメント

1 ハラスメントの基本知識

1-1 「ハラスメント」とは

「ハラスメント」の言葉の意味は「嫌がらせ、いじめ」ですが、本ガイドラインでは「他者の人格の尊厳を侵害し、合理性や妥当性を欠いた、不利益や身体的又は精神的苦痛を与える不当な行為」と定義します（防止細則第2条）。本人の意図にかかわらず、結果的にハラスメント行為となることがあります。ハラスメントされた人は不利益を被ったり、心身の不調をきたしたりします。またハラスメントのある教会は教会内環境が不快なものとなり、全体の雰囲気も悪化します。

1-2 類型化について

日本では、ハラスメントが細かく類型化され、何十種ともいわれる多種多様な「〇〇ハラスメント（〇〇ハラ）」という言葉が使われております。これらはハラスメントの本質を見失わせ、現場に混乱をもたらし、実行力ある対策を取ることを難しくさせかねません。本ガイドラインでは包括的に「ハラスメント」と称することにいたします。

セクハラ、パワハラ用語は一般に浸透しており、その類型化はハラスメントを理解する上で一定の効果はあります。本教団でも当初はセクハラ相談窓口として設置いたしました。しかし、ある行為がセクハラでもありパワハラでもあることは少なくなく、それらを厳密に区別することは実際的ではありません。本ガイドラインでもセクハラやパワハラ用語を使っておりますが、あくまで便宜上のことです。

1-3 逆らいにくい関係について

対等な関係であればハラスメントをされても「ノー」と言えますが、対等でない関係ではハラスメントをされても逆らいにくいものです。一般に、立場が上の人に対して逆らいにくさがありますが、人間関係や能力や知識などの優位性も逆らいにくさを生じさせます。教会における優位性とし

て、たとえば権威、威圧感、話術、有力信徒、縁故関係、在籍年数などあります。また個人に対してグループも優位性となります。優位性自体はハラスメントではありませんが、優位性が逆らいにくい関係を生じ、ハラスメントを起こす背景になります。ハラスメントの判断をするときは、逆らいにくい関係の有無や程度を確認します。

2 ハラスメントの事例

2-1 セクハラの実例

セクハラとは、性的な言動や関係性において生じるハラスメントのことです。あるハラスメント行為がセクハラであるか、それとも他のハラスメントであるかの区別はあくまで便宜上のことでです。

2-1-1 一般社会の実例

一般社会では以下のものがセクハラとされます。いずれも本人が嫌がっている場合はセクハラになります。

①身体的なことがらに関する発言

- ・スリーサイズなど身体的特徴を話題にする。
- ・卑猥な冗談をかわす。
- ・性的な噂をたてたり、性的なからかいの対象とする。

②身体的なことがらに関する行動

- ・ヌードポスターなどを職場に貼る。
- ・雑誌などの卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。
- ・身体を執拗に眺め回す。
- ・食事やデートにしつこく誘う。
- ・身体に不必要に接触する。
- ・浴室や更衣室等をのぞき見する。
- ・性的な関係を強要する。
- ・性暴力。

③性別役割の意識（ジェンダーロール）に基づく発言

- ・「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」などと発言する。
- ・「男の子」「女の子」「僕、坊や、お嬢さん」「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする。

④性別役割の意識（ジェンダーロール）に基づく行動

- ・女性というだけで職場でのお茶くみ、掃除などを強要する。
- ・カラオケでデュエットを強要する。
- ・酒席で、上司の側に座らせたり、お酌などを強要する。
- ・妊娠した職員に対して嫌がらせや差別など、不当な扱いをする。

2-1-2 女性から男性に対する事例

女性から男性に対するセクハラもあります。たとえば以下のものです。いずれも本人が嫌がっている場合はセクハラになります。

- ・彼女がいないことをからかう。
- ・独身男性に対して結婚しない理由を問いただしたり、結婚できない理由を勝手に分析して盛り上がったりする。
- ・頭髪の薄さをからかう。
- ・「男のくせに根性がない」と言う。

2-1-3 同性間の事例

同性間でもセクハラは起こります。いずれも本人が嫌がっている場合はセクハラになります。

①女性間でのセクハラ

- ・性や異性との関係についての噂話を流す。
- ・男性経験を詮索する。
- ・仕事の能力と性的特徴を絡める。
- ・胸の大きさをからかう。
- ・後ろから抱き付き胸を触る。

②男性間でのセクハラ

- ・性体験や異性との関係について根掘り葉掘り聞きだす。
- ・男性器の大きさをからかう。
- ・聞くに堪えない下ネタ話を聞かせる。

2-1-4 キリスト教会の事例

キリスト教会の事例として実際に以下のものが知られています。このようなことを行えば、本人が嫌がっている場合はセクハラになります。

- ・男性牧師が女性スタッフを車に乗せて、ラブホテル周辺をうろつく。
- ・男性牧師が女性信徒に密室でマッサージをさせる。
- ・男性牧師が女性信徒に礼拝堂で二人きりの時に肩や腰に手を回す。
- ・女性教職を女性であるということだけでけなしたり低く見たりする。
- ・結婚しない理由を執拗に尋ねたり、結婚を執拗に勧めたりする。
- ・結婚している人に対して「赤ちゃんはまだですか」と執拗に聞く。
- ・男女交際について執拗に聞く。
- ・「君の服装は私としては好みなんだけど、その服装で教会に来るのはどうかな」と言う。
- ・「大きい胸が強調されているね。その服装は男を挑発しているよ」と言う。
- ・異性間でハグなど身体的接触をする。
- ・男性牧師が祈っているうち、つい熱心になって相手の女性信徒の手を握る。
- ・あいさつ代わりに「体調はどう?」「顔色悪いよ」と言う。
- ・異性間で内密な話をしているとき、部屋の鍵をかける。
- ・「あの人は異性にだらしない人だ」という噂を流す。
- ・(拒否しにくい関係において) 食事に執拗に誘う。
- ・(拒否しにくい関係において) 男女交際を求める。
- ・児童に対する性的虐待。
- ・ドメスティック・バイオレンス (DV)。

- ・ストーカー行為。
- ・強制わいせつ、強制性交。

2-2 その他のハラスメント（パワハラ、モラハラなど）の事例

日本では、セクハラ以外にもパワハラ、モラハラという分類があります。パワハラとは、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて行われるハラスメントのことです。モラハラとは、身体的な暴力を伴わない、言葉や態度等によって行われる精神的な暴力のことです。本ガイドラインではいずれも包括的にハラスメントとして扱います。いずれもその行為に正当性や合理性、妥当性がない場合にハラスメントになります。

①身体的な攻撃

- ・殴る、蹴る、頭を叩く、髪を引っ張る、胸倉をつかむ、突き飛ばすなどの暴行を加える。

②精神的な攻撃

- ・嫌がらせをする、からかう。
- ・集団で一人を罵る。
- ・「お前なんか存在する価値がない」「バカ」「死ね」など人格否定発言をする。
- ・罵詈雑言を浴びせる。
- ・脅迫して職場を辞めさせる。
- ・同僚や不特定多数の前で叱責する。
- ・度が過ぎるほど執拗に責める。
- ・不整合な情報の双方を了解させる
- ・不合理な責任を負わせる

③人間関係からの切り離し

- ・孤立させる、のけ者にする。
- ・無視する、コミュニケーションを取らない。
- ・わざと一人にだけ週報や資料を渡さない。
- ・本教団の研修会に参加させない。

④過大な要求

- ・毎晩徹夜で奉仕をさせる。
- ・ひとりでやりきれない奉仕をさせる。

⑤過小な要求

- ・教職者に教職の働きをさせず、草むしりだけをさせる。
- ・事務スタッフに事務の働きをさせず、トイレ掃除だけをさせる。

⑥個の侵害

- ・休日の過ごし方について根掘り葉掘り尋ねる。

- ・携帯電話や鞆の中などの私物をのぞき見する。

3 ハラスメントに当たらない事例

以下のものはハラスメントに当たりません。ただし度を超したり、配慮を欠いたり、合理性や妥当性を欠いたり、人格否定発言などがあるとハラスメントになります。

①意に沿わない仕事の強制

主任牧師が、同じ教会の伝道師に駅前でのトラクト配布を依頼したとします。この伝道師にとって、この依頼は不本意だとしても、この依頼は正当な務めの範囲内と考えられますので、ハラスメントには当たりません。もちろんその内容について理解を深めるために、お互いによく話し合っていることが前提です。またも仕事の内容も適切かつ穏当であるべきです。ハラスメントかどうかを判断するのは、あくまでも務めの範囲を逸脱しているかどうかであって、強制性の有無ではないことがポイントです。

②茶髪（染髪）禁止命令

茶髪（染髪）を始め髪型や服装は個人の人格と自由に関する事柄ですから、不当に制限すべきではありません。ただし、教職者や教会職員の髪型や服装等について、その職務における対人的な影響を考慮して、円滑な運営上必要かつ妥当な範囲で一定の制限を設けることは必ずしも不当とは言えません。

③注意・指導

自己管理ができずたびたび寝坊で無断遅刻する実習神学生に対して、牧師が一度厳しい叱責をし、改善するように指導したとします。これは問題行動に見合った叱責や指導なので、ハラスメントには当たりません。問題行動に対して、職務上の責任者が叱責や指導することは正当な行為です。また問題行動の頻度や内容に見合った厳しい叱責をすることは許容されます。

ただし、問題行動に対して不釣り合いなほど厳しすぎる叱責や、執拗に繰り返す叱責は不当行為であり、ハラスメントになります。

④生命を脅かす危険な行為に対する激しい叱責

医療現場や工事現場など、一步間違えば生命に危険を及ぼすような作業中に、通常ではあり得ないミスを犯し、他の人々の生命・身体を危険にさらしたことに対して、責任者が「何やってんだ、バカヤロー！」と発言したとします。この状況ではこうした発言があってもやむを得ず、ハラスメントには当たりません。

一方、些細なミスに対してまで、こうした発言をするのはハラスメントになります。医療現場や工事現場と異なり、教会では生命を脅かす危険な行為が日常的にあるとは考えにくいところです。

⑤戒規

戒規は教会の正当な務めなので、ハラスメントには当たりません。

ただし、戒規の手続きや審理が杜撰で不当な場合、すなわちもはや戒規と呼べない場合には、ハラスメントに当たります。たとえば、軽微な罪に対していきなり除名とか、牧師ひとりだけで審理

したとか、戒規とは名ばかりで単なる憂さ晴らしであるならハラスメントになります。また暴力によって制裁を加えることは戒規を逸脱しております。

戒規は、形式的にも内容的にも正しく機能していることが大前提です。

⑥個人の内面に立ち入ること

牧師が、独身の教会員に結婚を勧めたが、本人が拒否したので、牧師は本人に結婚しない理由を質問したとします。これ自体はハラスメントには当たりません。牧師の務めとして、妥当な範囲で個人の内面に立ち入ることは問題はないと考えられます。

ただし、本人が結婚について「ノー」の意思を示しているにもかかわらず、本人が困惑するほどしつこく勧めるのはハラスメントになる可能性があります。

個人の内面に立ち入った質問をする際に、本人が「これ以上、質問しないでください」と「ノー」の意志を示している場合、さらに内面に深く立ち入ることは避けるべきです。

⑦無視

教会員が牧師にあいさつしたが、無視されたとします。単にあいさつに気づかなかったとか、たまたま別の人と話をしている返事できなかったとかということであれば、ハラスメントには当たりません。

ただし、毎回無視されるということであれば、明らかに度を越しているので、ハラスメントになります。

⑧苦情

教会員が役員会の運営に関して、感情的に苦情を言ってきたとします。これだけではハラスメントには当たりません。

ただし、些細なことを毎週のように文句をつけたり、罵詈雑言や人格否定発言があればハラスメントになります。また、脅迫や暴力で脅している場合も、ハラスメントになります。

⑨裁量の範囲

役員会や教会の承認を得て、牧師が会堂建築の実務を担ったとします。これは裁量の範囲なのでハラスメントには当たりません。

ただし、牧師が教会の意見を聞かず、独断で図面を書いたり、独断で業者を決めることは、ハラスメントの可能性がります。

職務上、牧師の裁量でなすことはあります。ただしそれは、牧師職としての専門性に委ねられていることであって、あらゆることに裁量が許されているわけではありません。会堂建築のように、教会員の利益に直接関与するものは、教会員の意見をよく聞き、協調的に進めていくべきです。

4 ハラスメントによる被害

4-1 ハラスメントの被害事例

ハラスメントにより心身の不調をきたします。また暴力行為を受けた場合には身体的外傷を受けます。ハラスメントの被害事例としては以下のものがあります。

①メンタルヘルスの悪化（恐怖感、意欲減退、疲労感、虚脱感、倦怠感、罪悪感、自責感、自信

- 喪失、自己嫌悪感など)
- ②精神疾患（気分障害、うつ病、パニック障害など）
 - ③身体症状（睡眠不足、頭痛、腰痛、体重増減など）
 - ④就労状態の悪化（ミスの増加、遅刻・欠勤の増加、物忘れの増加など）
 - ⑤深刻な被害（傷害、退職、急性ストレス障害、PTSD、自死、過労死、人間不信、棄教など）
 - ⑥身体的外傷（打撲傷、裂傷、あざ、骨折、刺し傷、火傷など）

4-2 PTSD（心的外傷後ストレス障害）について

ハラスメントにより被害者が PTSD（Post-Traumatic Stress Disorder、心的外傷後ストレス障害）になることがあります（たとえば熊本事件、神戸地裁 2003 年判決）。DSM-5（精神障害の診断と統計マニュアル、アメリカ精神学会、2013）では PTSD 症状として以下のように説明しています。

- （1）過覚醒症状：交感神経系の亢進状態が続いていることで不眠やイライラなどの症状。
- （2）再体験（侵入）症状：原因となった外傷的な体験が、意図しないのに繰り返し思い出されたり夢に登場したりすること（フラッシュバックなど）。
- （3）回避症状：体験を思い出すような状況や場面（トリガー）を意識的あるいは無意識的に避け続ける行動をとること。
- （4）麻痺・否定的認知や否定的気分：
 - ①麻痺とはトラウマ体験の重要な部分を思い出せない（健忘）、重要な活動への関心や参加が著しく減る、他の人から孤立し疎遠になったと感じる、「愛おしい」というプラスの感情をほとんど感じない、未来が短縮した感じ、など。
 - ②否定的認知とは、「自分は悪い人間だ」とか「誰も信用できない」とか「世界は危険でしかない」といった、自己や他者や世界へのネガティブで強固な思い込みで事件の前にはなかったもの。
 - ③否定的気分とは、事件に関してずっと過剰に自分を責めたり、他者を恨み続けること、恐怖や戦慄（おぞましさ）、強い怒り、罪悪感、恥辱感といったマイナスの感情・気分を強く持ち続けること。

こうした PTSD 症状がみられる場合には重度のハラスメント体験をした可能性があります。被害者のメンタルヘルスの回復を図るとともにハラスメントの対処が望まれます。

5 ハラスメントの二次被害

5-1 二次被害とは

二次被害とは「周囲の人に相談したことにより被害者が不利益や身体的又は精神的苦痛を被ること」（防止細則第 2 条）です。「被害者に落ち度があったと責める」、「被害を矮小化する」、「加害者を擁護する」、「相談、問題化することを非難する」などの言動によるものです。

二次被害にあたる言動により、被害者はさらなる心身の不調をきたしてしまいます。また被害者はますます相談しにくくなり、問題解決・防止が困難になります。また加害者の態度を許容していくことになり、ハラスメントを許容する環境を作ってしまう。したがって、被害者の周囲の人間や相談された人は、二次被害となる言動を行ってはなりません。

なお判例によれば、二次被害を行った人物に対して、被害事実が認定され損害賠償命令が出されたこともあります。

5-2 二次被害となる言動の例

①被害の原因を被害者に落ち度があったためとすること

- ・「あなたも悪い」「あなたにもスキがあった」「あなたから誘ったのでは？」などと言う。
- ・「逃げればよかったでしょう？」「同意の上でしょう？」などと言う。

②被害者の性格や気持ちのせいにして被害事実を無かったことにすること

- ・「あなたは神経質すぎる」「あなたは生真面目すぎる」などと言う。
- ・「あなたの思い過ごし」「あなたの気のせい」などと言う。

③被害の重みを被害者以外が判断し、矮小化すること

- ・「それぐらい当たり前」「それぐらい たいしたことない」「あなたよりひどい人もいる」などと言う。

④加害者を一方的に擁護すること

- ・「あの人がそんなことをするとは思えない」「男なんてそんなもんだよ」などと言う。

⑤被害者についての噂を流布したり、誹謗中傷をすること

- ・「個人的な恋愛感情のもつれらしい」などと憶測のうわさを流し、被害者を孤立させる。
- ・「被害者はうそつきだ」「被害者は頭がおかしい」「加害者をはめようとしているのではないか」などと言う。

⑥相談、問題化することを非難すること

- ・「皆我慢しているのだから、我慢したほうがいいよ」、「なぜ今頃になって言い出すの」などと言う。
- ・「終わったことでしょう？」「もう忘れてしまったら」などと言う。

⑦相談、問題化することについて被害者を脅迫・威圧したり、報復行為をすること

- ・行為者が被害者に対して「セクハラをされたと誰かに口外したらただでは済まないぞ」などと言う。
- ・相談、問題化したことを理由として、さらなる就学、就労上の不利益を与える。

⑧解決を急ぐこと

- ・被害者の了解なく解決を進める。

6 相談について

6-1 相談者の範囲

もし教会の中で相談できるなら教会に相談してください。しかし教会で相談できる人がいなかったり、教会で対応が難しい場合には相談窓口にご相談ください。

信徒同士のハラスメント問題は所属教会の牧師に相談してください。しかし牧師に相談しにくい場合には相談窓口にご相談ください。

(1) 相談窓口では以下の範囲で相談を受け付けます。

- ①本教団に属する教師や信徒、本教団の教会に通う信徒や未信者、およびそれらの家族や知り合いからの相談であれば受け付けます（防止細則第9条）。被害者または行為者のどちらかが本教団の教師・信徒であれば、どちらかが本教団の教師・信徒でなくても相談は受け付けます。たとえば「私の友人は本教団の信徒だが他教団の信徒からハラスメントされた」という相談は

受け付けます。

- ②本教団の施設や各教会が運営する施設や事業所などにおけるハラスメントの相談は受け付けます。たとえば、本教団所有のバイブルキャンプでハラスメントがあったという相談は受け付けます。
- ③本教団の教師・信徒が一般の会社や学校でハラスメントされたときの相談は受け付けます。なお必要に応じて、人格尊厳委員会は当該会社や学校の相談窓口と連携をとります。
- ④現在は本教団の教師・信徒ではなくても、事案発生当時は本教団の教師・信徒であった場合には相談は受け付けます。

(2) 相談窓口では以下の場合には受け付けません。

- ①本教団と無関係の人同士によるハラスメントの相談は受け付けません。
- ②他教団で発生したハラスメント問題については、相談は受け付けません。

6-2 理事会が加害者として訴えられた事案への対応

6-2-1 理事会が組織として訴えられた場合

過去の理事会または現在の理事会が組織として訴えられた事案については、人格尊厳委員会は対応できません。

6-2-2 理事が個人として訴えられた場合

- ①過去に理事であった者が個人として訴えられた事案については、通常通り、防止細則と本ガイドラインに従い、理事会の指揮の下で人格尊厳委員会が対応します。
- ②現職の理事が個人として訴えられた事案については、当該理事者を外した理事会の指揮の下で、防止細則と本ガイドラインに従い、人格尊厳委員会が対応します。

6-3 相談から対処までの概略

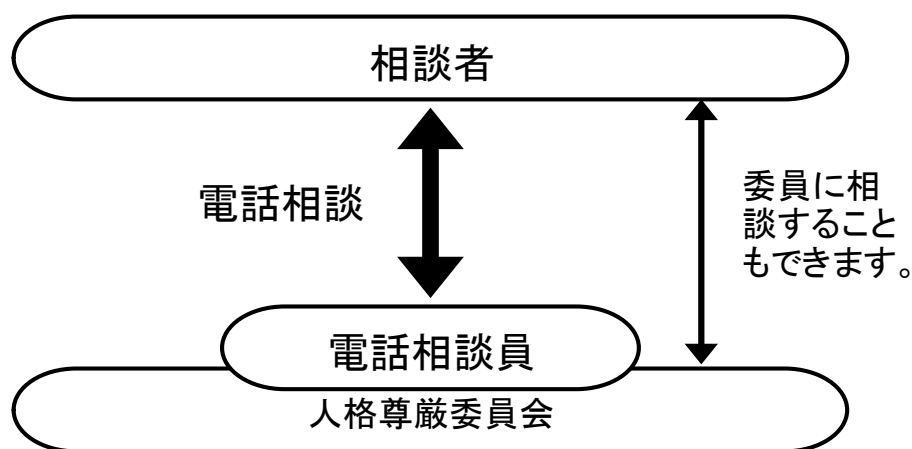


図 相談の流れ

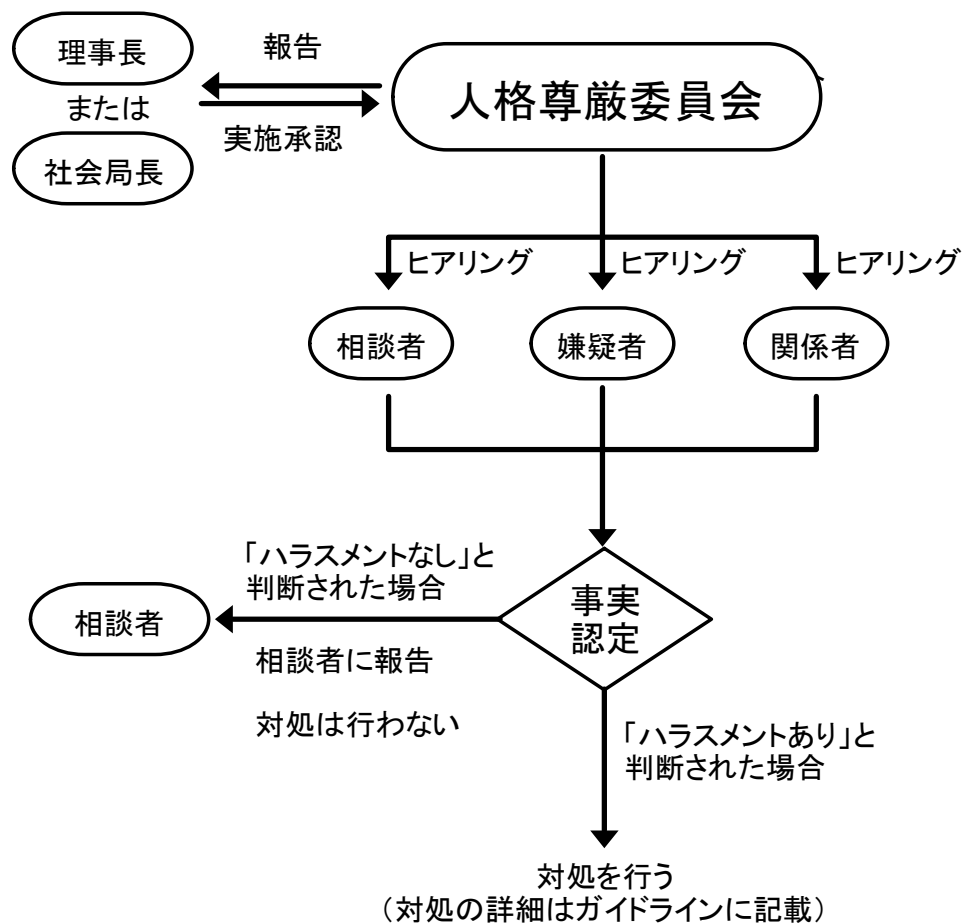


図 相談者が何らかの対処を委員会に求めた場合の流れ

6-3-1 相談・傾聴

相談窓口では電話相談員が相談者の話を傾聴します（これが相談窓口の基本的な業務です）。直接、人格尊厳委員会ハラスメント担当委員に相談することもできます。

6-3-2 サポートやアドバイス

もし相談者（被害者）が保養や医学的な助けなどのサポートや解決へのアドバイスを求めた場合、あるいは、人格尊厳委員会がそのようなサポートやアドバイスの必要があると判断した場合には、専門家や関係機関と相談の上、サポートやアドバイスをいたします。

6-3-3 ヒアリングを要しない対処

もし相談者（被害者）が以下のようなことを求めた場合（6-4-4（11）①～③参照）、
例 「話を聞いてもらうだけでよい」「自分で解決したい」「理事会に内容を報告するだけでよい」など、
このような場合は、事実認定を要しないので、ヒアリングを行わず、相談者（被害者）の意思を尊重し、そのまま行います。

6-3-4 代弁

もし相談者（被害者）が代弁（すなわち本人に代わって人格尊厳委員会が、行為者に対して相

談者の内容や気持ちを伝えること)を求めた場合(6-4-4(11)④参照)には、以下の通りにいたします。

相談を受けた相談員が人格尊厳委員長に報告します。人格尊厳委員長は代弁の是非を判断します。人格尊厳委員長が承認した場合、人格尊厳委員長またはハラスメント担当委員が、行為者(嫌疑者)に相談者(被害者)の内容や気持ちを伝えます(誰が伝えるかは、人格尊厳委員長が判断します)。

行為者(嫌疑者)に伝える際に、行為者(嫌疑者)の言い分も聞きます。また行為者(嫌疑者)からアドバイスを求められた場合は、適宜アドバイスを行います。

人格尊厳委員長が承認しない場合、相談者(被害者)にその旨を伝えます。

6-3-5 ヒアリングを要する対処

もし相談者(被害者)が以下のようなことを求めた場合(6-4-4(11)⑤~⑩参照)、

例 「行為者の言動を止めてほしい」「行為者に、自らが犯した行為を認めてほしい」「行為者に謝罪してほしい」「行為者との接点をなくしたい」「行為者に注意・警告をしてほしい」「行為者を処分してほしい」「行為者と調停したい」など、

このような対処を行うに際しては事実認定を要しますので、まずヒアリングを行わなければなりません。ヒアリングを行うかどうかは、次のような流れで判断します。

相談を受けた相談員は人格尊厳委員長に報告します。人格尊厳委員長は人格尊厳委員会(ハラスメント担当委員)を招集したり、一斉メールや個別の電話などでハラスメント担当委員の意見を聞き、人格尊厳委員長がヒアリングの実施の必要性を判断します。

人格尊厳委員長はヒアリングの実施の必要性を認めた場合、社会局担当理事に報告します。社会局担当理事は下記のハラスメント対処表に基づいてヒアリング実施の可否を判断します。複雑な事案の場合は理事長に報告して、理事長がヒアリング実施の可否を判断します。

社会局担当理事はヒアリングの実施の可否について人格尊厳委員長に告げます。人格尊厳委員長は人格尊厳委員会ハラスメント担当を通じて相談者にその旨を伝えます。

ハラスメント対処表

	相談者の求め	事案の種類	最終承認者
ヒアリングを要しない対処	<ul style="list-style-type: none"> ・話を聞いてもらうだけでよい ・アドバイスが欲しい ・自分で解決したい ・誰にも言わないで欲しい(相談員だけにとどめてほしい) ・人格尊厳委員会内だけでとどめてほしい 	傾聴	不要
	<ul style="list-style-type: none"> ・行為者に内容と相談者の気持ちを伝えてほしい ・保養や医療のサポートをしてほしい 	代弁 サポート	人格尊厳委員長

ヒアリングを要する対処	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会に内容を報告してほしい ・行為者の言動を止めてほしい ・行為者に、自らが犯した行為を認めてほしい ・行為者に謝罪してほしい ・行為者との接点をなくしたい ・行為者に注意・警告をしてほしい ・行為者を処分してほしい ・行為者と調停したいなど 	下記以外の事案	社会局担当理事
		①複雑な事案 <ul style="list-style-type: none"> ・教師間トラブル事案 ・複数の教会にまたがる事案 ・教会の設立、合併、解散に関連した事案 ・戒規の訴えがある、または戒規執行中の事案 ・裁判になっている、またはなりそうな事案 ②理事会案件	理事長

ヒアリングを実施することになったときは **7 ヒアリングについて** に沿って行います。

ヒアリングによって得られた内容に基づき、人格尊厳委員会がハラスメントの事実認定の判断をします。事実認定は **8 事実認定について** に沿って行います。人格尊厳委員長は事実認定の判断結果を社会局担当理事に報告します。社会局担当理事は、上記のハラスメント対処表に基づき、理事長が最終承認者になっている事案については理事長に報告します。

その後、ハラスメントの事実が認められた場合には、被害者の意思に基づいて人格尊厳委員会が対処をします。ハラスメントの事実が認められない場合には、人格尊厳委員会は相談者にその旨を伝えます。

6-3-6 仲介（斡旋または調停）

当事者（相談者および嫌疑者）間でハラスメント問題の解決ができない場合に、当事者（相談者または嫌疑者）からの依頼により、教団の機関（理事会または人格尊厳委員会）が仲介して問題の解決をすることができます。

仲介には斡旋と調停の二種類があります。仲介を行うに当たり、予めヒアリングを実施する必要があります。詳しくは**6-3-5 ヒアリングを要する対処** をお読みください。

種類	依頼者	仲介機関	仲介の仕方	義務
斡旋	相談者または嫌疑者	人格尊厳委員会	相談者の意思に基づいて斡旋内容を決め、嫌疑者に受け入れを勧める。	斡旋案に従う義務はないが、従うことが望ましい。
調停	相談者または嫌疑者	理事会	調停案を作成、提示し、当事者双方に受託勧告をする。	調停案には従う義務がある。

(1) 斡旋

当事者（相談者または嫌疑者）から斡旋の依頼があった場合、人格尊厳委員会が斡旋を担当します。

斡旋内容については 6-3-5 ヒアリングを要する対処、9 被害者支援としてできること①②、10 加害者に対する措置としてできること⑥をご覧ください。

斡旋内容は、基本的に相談者（被害者）の意思に基づいて決められます。相談者（被害者）が希望する場合は、人格尊厳委員会が斡旋内容を作成します。

人格尊厳委員会は嫌疑者に斡旋内容を受け入れるように勧めます。嫌疑者には、斡旋内容に従うことが望まれます。

(2) 調停

当事者（相談者または嫌疑者）から調停の依頼があった場合、理事会が調停を担当します。

理事会は人格尊厳委員会と協力して調停案を作成し、当事者（相談者および嫌疑者）双方に調停案を提示し、受託勧告をします。当事者（相談者および嫌疑者）双方とも、調停案に従わなければなりません。

6-3-8 調査

行為者（嫌疑者）が人格尊厳委員会によるヒアリングに応じない場合、理事会は調査委員会を立ち上げ、調査を行うことができます。調査については 12 ハラスメント問題に対する人格尊厳委員会、調査委員会、戒規委員会の違いについて（2）で説明します。

6-3-9 対処の限界

行為者（嫌疑者）が本教団外の人物の場合、対処に限界があることをあらかじめご了承ください。

6-4 電話相談の実際

6-4-1 電話相談員

電話相談員は本教団の教師または信徒のうち、本人の同意の下、人格尊厳委員会が社会局長を通して理事会に推薦し、理事会が承認した人物が担当します。

電話相談員は、電話相談員になる時および定期的に研修を行い、ハラスメントに対する正確な理解と認識を持ち、聴く技術を身に着け、相談者が相談しやすいようにしなければなりません。

電話相談員は、相談者に対して二次被害を与える言動をしてはなりません。

6-4-2 電話相談員の役割

- (1) ゆっくり、時間をかけて聞くこと
- (2) 被害者の心のケアをすること
- (3) 相談者の気持ちに共感し、感情を肯定すること
- (4) ハラスメントについてきちんと説明すること
- (5) ハラスメントに対する偏見や固定観念から解放すること
- (6) どのような選択肢があるかを説明し、相談者の要望を聞くこと

6-4-3 相談を受ける時の注意点

- (1) 相談者に二次被害を与える言動をしないこと
- (2) 相談者を追い詰めたり非難しないこと
- (3) 相談者の話に疑いをはさまないこと
- (4) 相談者のプライバシーや人権を守ること

6-4-4 状況の聴取

電話相談員は相談者（被害者）の気持ちに寄り添いつつ、以下の状況を聴取します。

- (1) 行為者は誰か
 - ①行為者の氏名（不明な場合は、特徴などわかる範囲で）
 - ②行為者と相談者の関係（教会における関係、教会以外の関係など）
- (2) 問題行為が、いつ、どこで、どのように行われたか
 - ①日時、場所、頻度、具体的な内容
 - ②医療機関への受診の有無
 - ③目撃者や証人はいるか
 - ④前兆的な行為の有無（たとえば食事の誘いやプレゼントなど）
- (3) 相談者（被害者）はどのように感じたか
 - ①驚き、不快感、恐怖心など、その時の気持ちや程度を本人の言葉で述べてもらう。
 - ②身体反応はあったか（身体のふるえ、冷や汗、動悸、吐き気など）。
- (4) 相談者（被害者）はどのように対応したか
 - ①ノーという意思表示をしたか（抗議したか、逃げた、無視したなど）。
 - ②意志表示をしなかった（驚いて何も言えなかった、報復を恐れてできなかったなど）。
- (5) 行為者は他の人に対しても同様の行為はあるか
- (6) 誰かに相談したか（家族、友人、牧師、警察、医師、カウンセラー、公的相談窓口など）
 - ①相談した結果、どう考えたか。
- (7) 相談者と行為者の現在の関係
 - ①問題行為は継続しているか。
 - ②行為者から圧力的な言動があるか。
 - ③相談者の教会内での生活に支障があるか。
- (8) 相談者の現在の心身の状態
 - ①どのような気持ちで過ごしているか。
 - ②何か心身反応はあるか。
 - ・精神面：頻繁に思い出す、不安感や恐怖心が消えない、抑うつ状態、集中力の欠如、突然の怒り、イライラ感。
 - ・身体面：不眠、食欲不振、吐き気、微熱、疲労感、肌荒れ、その他の身体の不調。
- (9) 証拠の有無
 - ①目撃者はいるか。
 - ②同様の被害者はいるか。
 - ③手紙やメール、写真など物的証拠はあるか。
- (10) 教会の状況

- ①教会は以前からハラスメントが起りうる雰囲気だったか。
 - ②その行為があつてから教会の雰囲気に変化はあったか。
- (11) どのような解決を望むか
- ①話を聞いてもらうだけでよい。
 - ②自分で解決したい。
 - ③理事会に内容を報告するだけでよい。
 - ④行為者に相談者の内容や気持ちを伝えて欲しい（代弁して欲しい）。
 - ⑤行為者の言動を止めてほしい。
 - ⑥行為者に謝罪してほしい。
 - ⑦行為者との接点をなくしたい。
 - ⑧行為者に注意・警告をしてほしい。
 - ⑨行為者を処分してほしい。
 - ⑩行為者と調停したい。

6-4-5 電話相談員から人格尊厳委員会への報告

電話相談員は相談者から了解の上、相談内容や要望を人格尊厳委員会に報告します。

7 ヒアリングについて

相談者が事案の対処を求める場合には、事実認定を要するために、まず相談者（被害者）と嫌疑者双方から、それぞれ個別にヒアリングを行います。また必要に応じて関係者からもヒアリングを行います。ヒアリングは人格尊厳委員会が行います。

通常、相談者（被害者）からヒアリングをしますが、相談者（被害者）の希望により、先に嫌疑者からヒアリングを行うこともできます。

必要があれば、再度ヒアリングを行うこともあります。

ヒアリングは強制ではなく、あくまでも本人の同意のもとに行われなければなりません。

ヒアリングの方法は、面談が望ましいですが、場合によって電話やメール、書面による方法もあります。

面談の場合、外部からの干渉を受けない、静かな場所を人格尊厳委員会が用意します。

ヒアリング担当者は必ず複数でなければなりません。ヒアリングに先立ち、主担当と副担当を予め決めておきます。相談者（被害者）のヒアリング担当者と、嫌疑者のヒアリング担当者は別人であることが望ましいです。少なくともそれぞれの主担当者は別人でなければなりません。

例

相談者側ヒアリング担当	主担当（A委員）	副担当（C委員）
嫌疑者側ヒアリング担当	主担当（B委員）	副担当（C委員）

7-1 相談者（被害者）からのヒアリング

電話相談の内容を確認し、必要に応じてヒアリングを行います。相談者（被害者）からのヒアリングのしかたは 6-3 電話相談の実際 に準じます。

7-2 嫌疑者からのヒアリング

- ① 嫌疑者に対してヒアリングを行うに際して、相談者（被害者）の同意を得ておく。
- ② 嫌疑者にヒアリングの目的を説明し、同意を得る。この時、召喚するような口調は避け、協力を求めるという態度をとる。
- ③ ヒアリングは、嫌疑者にとって望ましい解決を得るためにも必要であることを伝える。
- ④ 嫌疑者のプライバシーは守られることを伝える。
- ⑤ 嫌疑者に対し、加害者だという決めつけを慎み、悪者扱いするような態度は避ける。
- ⑥ 嫌疑者の名誉や尊厳を傷つけないように配慮する。
- ⑦ 嫌疑者の弁明の機会を十分に与える。
- ⑧ 虚偽や隠ぺいは許さないという毅然とした態度をとる。
- ⑨ ヒアリングを受けた内容について相談者や周囲の者に問いただしたり、相談者に圧力を掛けたりしないように伝える。また相談者（被害者）が匿名希望の場合には、相談者（被害者）を探し出したりしないように伝える。

7-3 第三者からのヒアリング

- ① 第三者に対してヒアリングを行うに際して、相談者（被害者）の同意を得ておく。
- ② 第三者に対するヒアリングは、当事者（相談者や嫌疑者）双方のヒアリング担当者が協力してヒアリングを行う。
- ③ 第三者のプライバシーは守られることを伝える。
- ④ ヒアリングに協力したことで不利益は生じないことを伝える。
- ⑤ 第三者に状況説明をする際には、客観的な説明を用いる。
- ⑥ 当事者双方に対する個人的な感情にとらわれず、客観的な事実を述べてもらう。
- ⑦ 個人間の争い事ではなく、教会や教団の問題としてとらえてもらう。
- ⑧ 第三者とのヒアリングに際しては、必要な部分以外は開示しない。
- ⑨ 当事者双方のプライバシー保護のために、当該事情に関して他言しないことを求める。

8 事実認定について

8-1 証拠の種類

ハラスメントの証拠としてはたとえば以下のものがあります。

- ① 被害者の証言
- ② 被害者の日記
- ③ 目撃者の証言
- ④ 写真、録画、録音
- ⑤ 郵便物、電子メール、SNS、資料

8-2 証拠の有無について

ハラスメントは密室の中で行われることもあり、証拠の少ないことが問題となります。事実認定に当たっては証拠の冷静な検討が必要です。

しかし被害者自身、客観的証拠がないことで自分の話を信じてもらえないのではないかと、事実認定されないのではないかという気持ちを抱きながら相談に来ていることも多く、相談の最初から「証拠がないと難しい」ということを言っははいけません。

客観的証拠がなくても嫌疑者が行為を認める可能性もあり、また仮に嫌疑者が否認しても被害者の話が具体的かつ詳細で自然であれば信用できると判断される場合が多いので、客観的証拠の存否にこだわらず、丹念に話を聞くことが大切です。

証拠の問題は状況が明らかになってから検討すればよく、相談の当初は状況の把握に努め、証拠の心配はしないで被害者に語らせることが必要です。

8-3 証拠の収集・確保

継続して相談を受ける時には、被害者に簡単なものでよいから時系列に沿ったメモなどを作成してもらい、関係すると思われる資料をすべて持参してもらおうようにします。事案を理解検討するためにも必要でありますし、被害者自身が記憶を整理し、証拠の散逸を防ぐ意味でも大切です。

加害者がまだ同じ教会にいたりハラスメントを継続している場合には、これから先でも良いのでメモや録音や写真などであったことを細かく記録することを指示します。

ハラスメントは一人の加害者から複数の被害者を生じている場合があります。似たような被害経験をしている人と協力できればなおよいです。

8-4 ハラスメント判断の心得

人格尊厳委員会が、ヒアリングを実施し事実認定を行う場合は、ハラスメント判断にあたり以下の点を心得ておきます。

- ①問題の行為がハラスメントに当たるかどうか争われる状況は多様であり、個別の事案ごとに慎重に判断しなければなりません。被害者を保護するために被害者の主観を重視しつつ、客観的な状況を考慮しながら総合的に判断することになります。
- ②相談者（被害者）の話す内容が、具体的かつ詳細で自然であるかどうかを見極めます。ただし被害者の心理状態や経過時間によっては必ずしもこのとおりでないことも考慮する必要があります。
- ③一般的には、行為の不当性、行為の継続性・頻度、被害者からの拒否の意思表示の有無、被害者が被った心身の悪影響の重大性、教会内環境の劣化の有無等から判断することになります。
- ④なお、そもそも逆らにくい関係性においてハラスメントが生じやすいことからして、被害者からの拒否の意思表示がなかったとしてもこれをマイナス評価とすべきではありません。

8-5 ハラスメント判断の要点

(1) 社会通念（一般常識）

たとえば、礼拝の服装について牧師から注意されたことがハラスメントに当たるかどうかについては以下のように判断します。教会の文化によって程度の差はありますが、礼拝の服装として非常識なものであれば、注意されたことを不快に感じてハラスメントではありません。ただし人格の尊厳を傷つける言い方がなされればハラスメントになります。

(2) 正当性、合理性、妥当性

その行為に正当性、合理性あるいは妥当性があるか否かです。正当性、合理性、妥当性がある行為はハラスメントには当たりません。

①正当性の有無

たとえば、教会の戒規は正当なものですので、戒規はハラスメントには当たりません。しかし正当な手続きによらない戒規や、戒規を装ったいじめは、正当性がないのでハラスメントに当たります。

②合理性の有無

たとえば、離婚の危機を抱えている夫婦に対する牧会として、時として夫婦生活の有無について尋ねる場合があります。これは合理性があるのでハラスメントには当たりません。しかし執拗に尋ねたり詳細に尋ねたりするのは合理性がなく、ハラスメントに当たります。

③妥当性の有無

たとえば、重大なミスに対する激しい叱責は妥当性があります。しかし週報の一字を誤変換した程度で厳しい叱責をすることは妥当性がなく、ハラスメントに当たります。

(3) やむを得ない行為

たとえば、「バカヤロー」という不穏当な発言は、人格否定発言であり、ハラスメントに当たります。しかし、高所作業者が不注意で建築部材を落としたら、下にいる人に生命の危険があります。その際に現場監督が「バカヤロー」と不穏当な発言をしたとしても、この場合は許容範囲と判断します。

(4) 性差における「平均的な感じ方」

いわゆるセクハラの場合、性的な言動に対する評価は男女間の認識に大きな差異があるため、被害を受けた人物が女性である場合には「平均的な女性の感じ方」を基準とし、被害を受けた人物が男性である場合には「平均的な男性の感じ方」を基準とします。

(5) 加害や被害の程度

ハラスメント行為の加害の程度、および被害の程度を勘案して、ハラスメントの深刻さを判断します。

(6) 期間や頻度

ハラスメント行為が行われた期間や頻度を勘案して、ハラスメントの深刻さを判断します。

8-6 双方の主張が異なる場合

(1) 証拠（証言）

相談者と嫌疑者、双方からヒアリングを行った結果、双方の主張が異なる場合があります。郵便物、電子メール、SNS や写真や音声など物的証拠、あるいは目撃証言があれば、判断材料を増やすことができます。

(2) 関係者からのヒアリング

一般にセクハラは二人だけの状況で起こりやすいので、証拠や目撃証言を得ることは乏しいと考えられます。またハラスメントの訴えは事案から相当日数を経過してからなされることもあります。このような場合、関係者からヒアリングすることで、当事者（相談者および嫌疑者）の普段の状況を知ることができます。これを参考にします。

(3) 最後は委員会の判断

証拠も得られず関係者からもヒアリングが得られない場合、ハラスメントに詳しい専門家（弁護士、特定社会保険労務士など）に協力を得ることもできます。しかし最後は人格尊厳委員会が判断します。人格尊厳委員会は判例研究や事例研究を行い、常日頃からハラスメント判断のセン

スを磨いておく必要があります。

9 被害者支援としてできること

- ①被害者が望むなら、当事者同士が会わないように斡旋する。
- ②被害者が望むなら、安心して話し合える場を設けるなど、当事者間の関係を改善するための斡旋をする。
- ③被害者が悪評や不利益を受けている場合にはその回復を図るよう支援する。
- ④被害者が望み、かつその必要性があると判断された場合には、被害者が保養できるように支援する。
- ⑤被害者のメンタルヘルスが不調な場合には、メンタルヘルスの回復を支援する。
- ⑥うつ病や PTSD など精神的後遺症がみられる場合には必要に応じて専門機関を受診・通院できるように支援する。
- ⑦上記に関して、被害者が本教団の教職者の場合、教職者としての地位を保持しつつ、回復するまで安心して休めるように支援する。
- ⑧被害者が本教団内外において法的な対処を望む場合、可能な範囲で支援を行う。
- ⑨その他、教団として可能な範囲で支援を行う。

10 加害者に対する措置としてできること

- ①加害者に問題行動を抑えるように注意を促す。
- ②被害者が要求する場合、あるいは、良好な人間関係の構築または被害者のダメージ回復のために必要と考えられる場合には、加害者に謝罪してもらう。
- ③必要に応じて、被害者が被った不利益について回復や賠償してもらう。
- ④加害者が再びハラスメント行為をしないように、教育を行う。
- ⑤加害者のその後の行動を観察し、問題のある行動については適宜注意するなどの指導を行う。
- ⑥被害者が望むなら、安心して話し合える場を設けるなど、当事者間の関係を改善するための斡旋をする。
- ⑦加害行為の背景に加害者本人の過重労働やストレス過多などによりメンタルヘルスの不調がある場合には、カウンセリングや休息など加害者本人に対するメンタルヘルスの回復の支援をする。
- ⑧悪質であると判断された場合、当該教会または本教団の手続きに従って戒規を執行する。人格尊厳委員会は戒規の審議や執行には関わらないが、当該教会の役員会または本教団戒規委員会から証言または証拠の提出の要請があれば、証言者または証拠提供者の承認を得たものについては、証拠を提供する。

11 調査委員会について

調査委員会については防止細則第 19 条で定めています。

相談者は教団に対してハラスメント事案の調査を求めることができます。相談者が人格尊厳委員会に調査を求めた場合は、人格尊厳委員会が重大と判断した場合は理事会に報告します。理事会が事案の調査を要すると判断した場合は、調査委員会を設置して調査を行います。相談者が直接理事会に調査を求めた場合も、理事会の判断を経て、調査委員会を設置して調査を行います。

調査委員会は、教団の教規施行細則第 6 条 10 に基づく特別委員会です。調査委員会はその事案についてハラスメント行為の関係を明らかにすることを任務とします。調査委員会は任務に無関係な調

査を行うことはできません。

調査委員会は理事会直属の組織とし、理事会の指揮のもとに置かれます。もしその事案が戒規委員会で審理することになった場合には、調査委員会は戒規委員会の指揮のもとに置かれます。その場合、調査委員会が入手したすべての証言と証拠は、戒規委員会に開示しなければなりません。

調査委員会は最低3人から構成されます。通常は、理事会より1名、人格尊厳委員会より1名、その他理事会が必要と認めた人物若干名によりなります。ただし、やむを得ない理由がある場合にはこの限りではありません。調査委員会の委員長は、構成員の理事が務めます。なお理事会が必要を認めるときは、調査委員会の構成員に教団外の専門家（たとえば弁護士など）を含めることができます。いずれの構成員もその事案と関わりのない人でなければなりません。

相談者が調査の打ち切りを申し出たときは調査を中止します。ただし打ち切りは不適切であると理事会が判断したときはこの限りではありません。

調査は調査委員会立ち上げから180日で終了し、理事会に報告されます。報告が理事会で承認された時点で調査委員会は解散し、委員長と委員の任期は終了します。期間内に事実認定ができない場合、もし期間を延長することで完了する見込みがあるときは、理事会は期限を定めて調査を延長することができます。延期期間は180日間を目安とします。しかし期間を延長しても調査が完了する見込みがないときには、理事会は調査委員会の調査を終了させることができます。調査委員会は、事実認定の有無にかかわらず、その事案の調査経過と結果を理事会に報告しなければなりません。

調査委員会は以下のことをしてはなりません。

- ①任期中及び任期後において、その任務上知り得た秘密を漏らすこと。
- ②相談者及び関係者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害する行為。
- ③理由なく相談者への被害そのものを否定するような言動。
- ④嫌疑者が加害事実を否定しまたは相談者の同意に基づく行為であったと主張した場合に、加害事実の存在または相談者の同意の不存在を証明する負担を相談者に一方的に負わせること。
- ⑤その他、相談者を不当に不利に扱う行為。

調査委員会に上記の行為があったときは、相談者または関係者は、理事会に対して調査委員会の改善を求めたり当該委員の交替を求めることができます。

1.2 ハラスメント問題に対する人格尊厳委員会、調査委員会、戒規委員会の違いについて

ハラスメント問題が起こったとき、相談者は人格尊厳委員会、または調査委員会、あるいは戒規委員会に訴えることができます。

ここでは人格尊厳委員会、調査委員会、および戒規委員会のそれぞれの任務の違いを説明します。

(1) 人格尊厳委員会

理事会のもとにある常設の委員会です。教団内外における人格尊厳問題を取り扱い、人格尊厳問題の一つとしてハラスメント問題を扱います。教団のハラスメント相談窓口の実務を担い、ハラスメント問題について常時相談に乗ります。

相談者（被害者）の気持ちに寄り添うことを最優先します。相談があった場合には、被害者の意思を尊重し、被害者が望まないことは行いません。

人格尊厳委員会によるヒアリングは、任意の事情聴取です。

ハラスメント事案について理事会に報告する際は、固有名詞や事実関係など、被害者が望まな

いものについては、理事会には報告しません。

被害者の傷ついた人格を癒やすための支援を行います。加害者に対しても、傷ついた人格を癒やすための支援を行い、加害者の更生プログラムを行います。また教団内でハラスメント防止のための啓発活動を担います。

人格尊厳委員会が任務によって入手した証言および証拠は、証言者または証拠提出者の許可なく、調査委員会や戒規委員会に提示することはありません。(防止細則第 20 条、第 21 条)

(2) 調査委員会

理事会のもとにある臨時の委員会（特別委員会）です。被害者が教団に調査を求めた場合に、理事会が設置の判断をした上で、設置されます。ハラスメント事案毎に設置され、調査報告をもって解散します。

調査委員会は調査権限をもって調査をします。人格尊厳委員会によるヒアリングと違い、調査委員会による調査の場合、相談者・嫌疑者・関係者は調査に応じる義務が生じます。

調査した限りのことを理事会に報告します。ただしプライバシー性の高いものについては報告しません。

調査委員会は、ハラスメント相談業務、支援活動、啓発活動は行いません。

(3) 戒規委員会

教規第 122 条 2 項と教師戒規規程に基づく本教団の常設委員会です。詳細は教師戒規規程をお読みください。

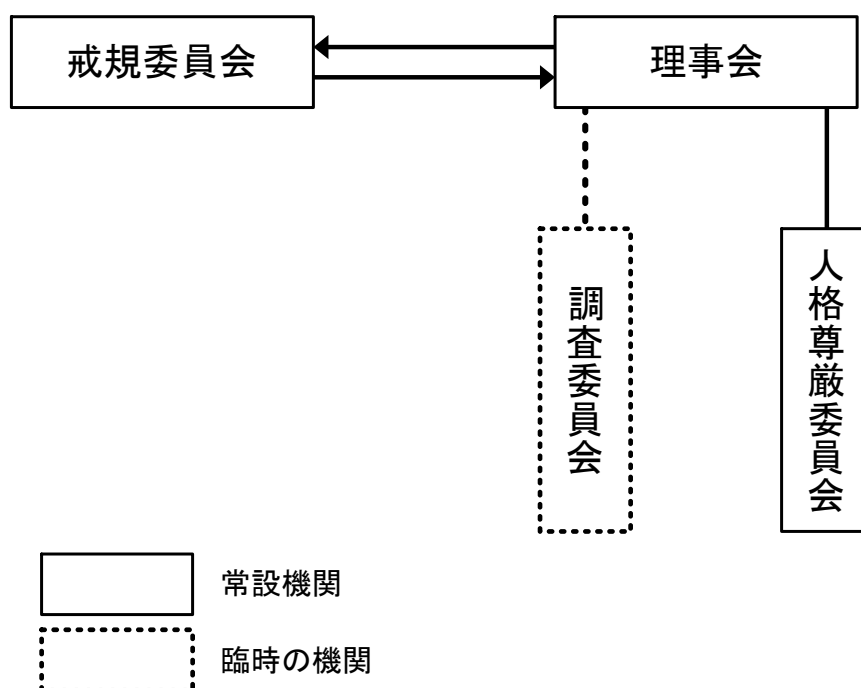


図 理事会、人格尊厳委員会、調査委員会、戒規委員会の関係

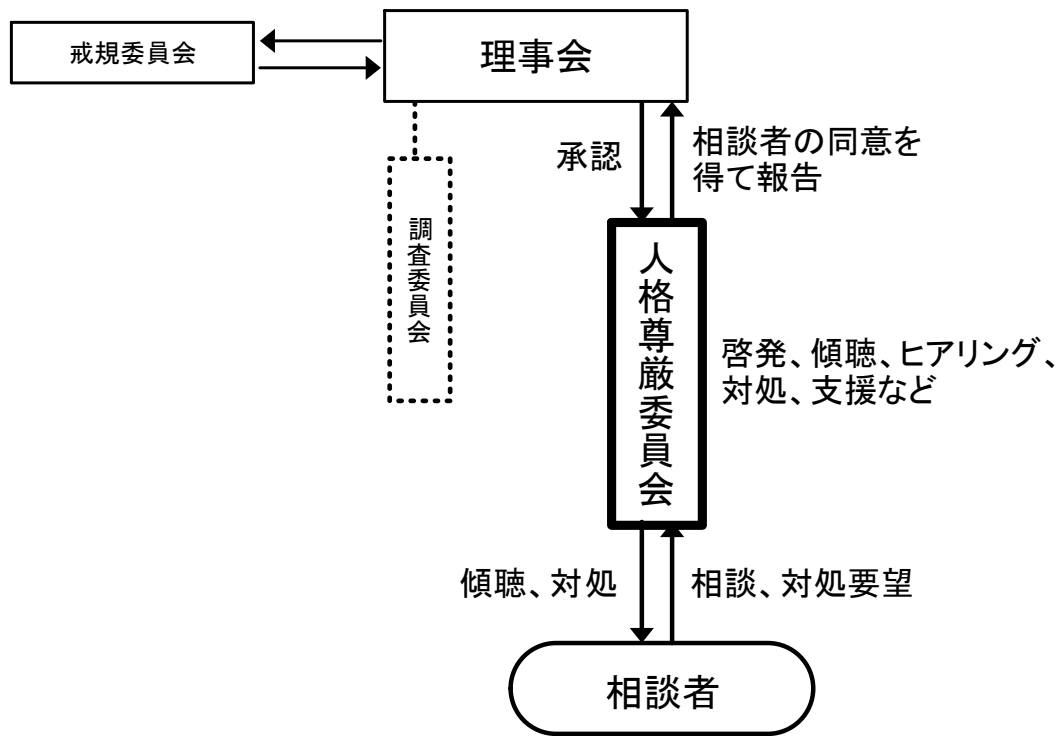


図 人格尊厳委員会の役割

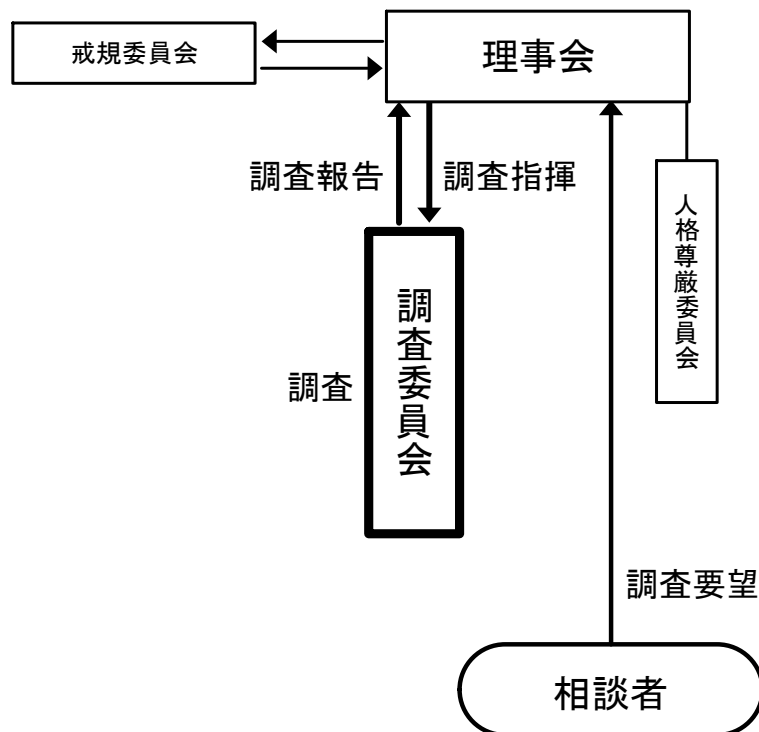


図 調査委員会の役割

ラスメント防止のための啓発活動を行います。宣教区や教会から啓発等の要望があれば、人格尊厳委員会が対応します。

16 ハラスメント相談業務におけるプライバシー情報管理について

人格尊厳委員会は、相談内容、相談者名、教会名、嫌疑者名、ヒアリング内容等のプライバシー情報が漏洩しないように管理に努めます。

おわりに

2015年にセクハラ相談窓口設置に際して「セクハラ防止相談ガイドライン」を作成しました。このたび、セクハラ相談窓口をハラスメント相談窓口として拡充するに当たり、包括的なハラスメントを対象とした「ハラスメント防止相談ガイドライン」に改定しました。今後も実態に応じて適宜、加筆修正削除されることがあります。

2015年2月27日 作成

2016年9月15日 文言訂正

2020年2月20日 「セクハラ防止相談ガイドライン」から「ハラスメント防止相談ガイドライン」に
タイトルと内容を改定

日本同盟基督教団 人格尊厳委員会